

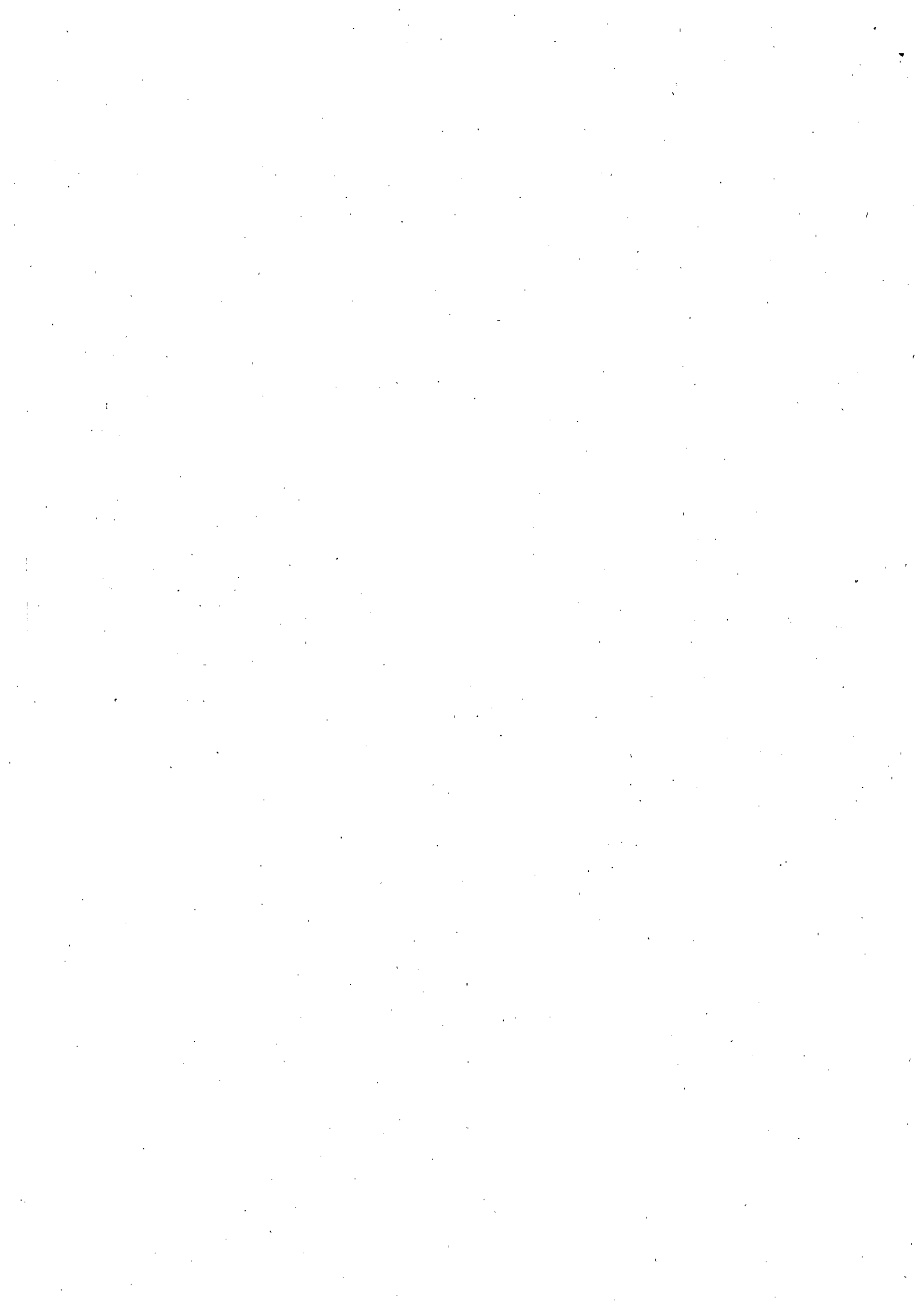
所 管 事 項 調 査 ②

< 目 次 >

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎新法）
について P1
- 2 長崎市第五次総合計画「前期基本計画」の策定状況について 別冊
- 3 新市庁舎建設事業について P3

企画財政部

令和3年6月



1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎新法）について

(1) 過疎新法の概要

ア 経緯

「過疎地域自立促進特別措置法」（過疎旧法）が令和3年3月末で期限を迎えるにあたり、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行された。

イ 過疎新法の目的（法第1条）

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

ウ 過疎旧法からの主な変更点

(ア) 過疎対策の目的を「過疎地域の持続的発展」(※)に改めることとなった。

※過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の更なる向上

(イ) 過疎対策事項の追加

地域における情報化、子育て環境の確保、人材の確保・育成、再生可能エネルギーの利用推進等、過疎対策として特に重要な項目が追加された。

エ 長崎市の過疎地域（法第3条）

過疎新法（R3年度～R12年度）	過疎旧法（～R2年度）
5地区 伊王島、高島、野母崎、外海、香焼（追加）	4地区 伊王島、高島、野母崎、外海
(7)人口要件：旧市町村単位での人口減少率 ※S50→H27の40年間で28%以上減少 伊王島地区（▲63.5%） 高島地区（▲95.4%） 野母崎地区（▲50.9%） 外海地区（▲68.3%） 香焼地区（▲34.6%）	※合併があった場合の特例 合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなす。 (旧法第33条第2項)
(イ)財政力要件：現在の市町村の財政力指数 ※全国市平均0.64以下→長崎市0.59	

オ 過疎地域持続的発展市町村計画（法第8条）

過疎地域の市町村は、持続的発展方針（※）に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。

※持続的発展方針…都道府県が過疎地域の持続的発展を図るために定める方針

カ 過疎新法に基づく財政支援措置（法第12条、13条、14条）

（ア）過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例

（イ）過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に地方債（過疎対策事業債）の充当

a 充当率：原則として100%

b 交付税措置：起債の元利償還金の70%について普通交付税で措置

キ 過疎新法施行期日（附則第1条）

令和3年4月1日（令和13年3月31日まで10年間の時限）

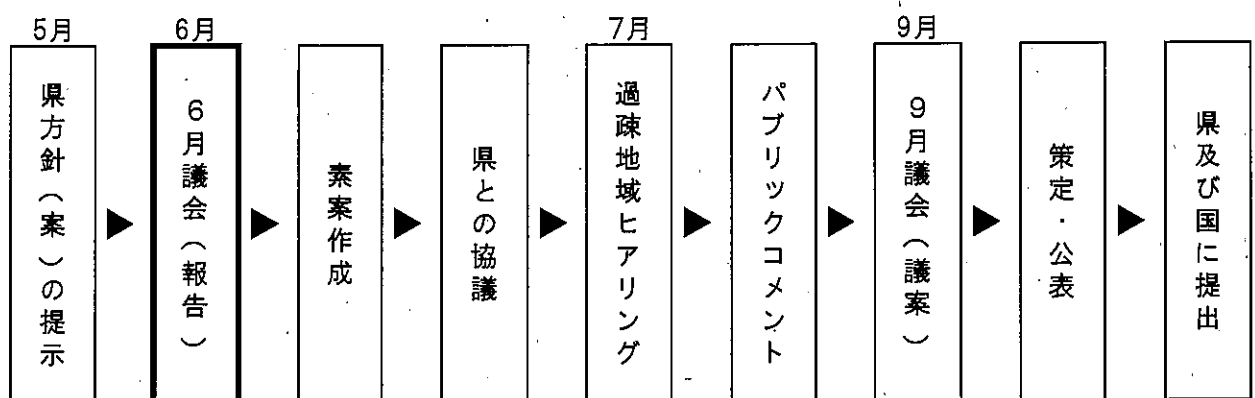
（2）過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

ア 計画策定の目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎新法）が施行されたことに伴い、過疎法に基づく過疎地域の持続的発展のための地方債などの財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用し、長崎市の過疎地域の持続的発展を実現するため、新たに過疎地域持続的発展市町村計画を策定するもの。

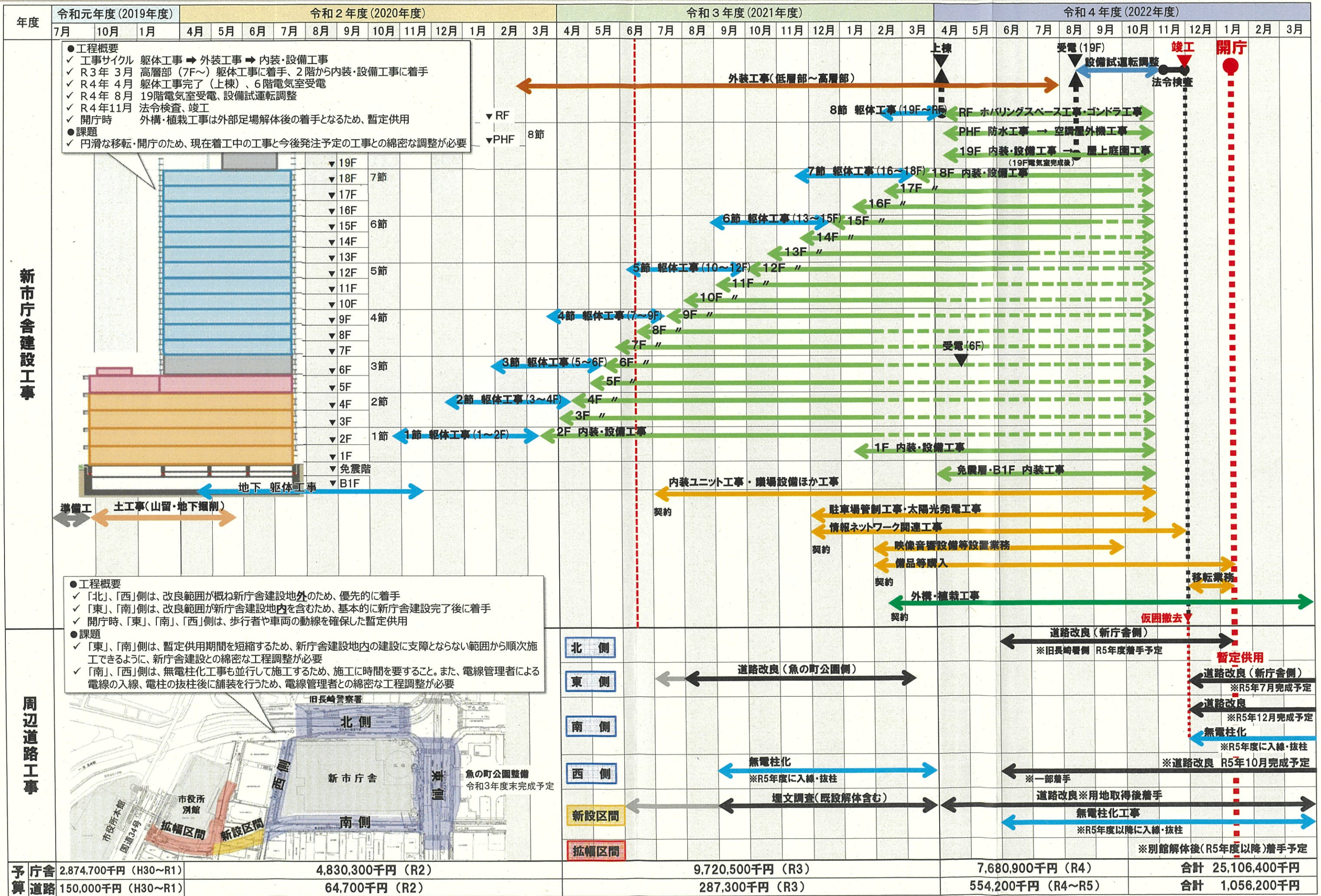
計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

イ 計画策定のスケジュール



3 新市庁舎建設事業について

(1) 工事の工程表



(2) 工事の進捗状況



建設地南東側(市民会館側)上空より撮影

■ 現在の工事状況

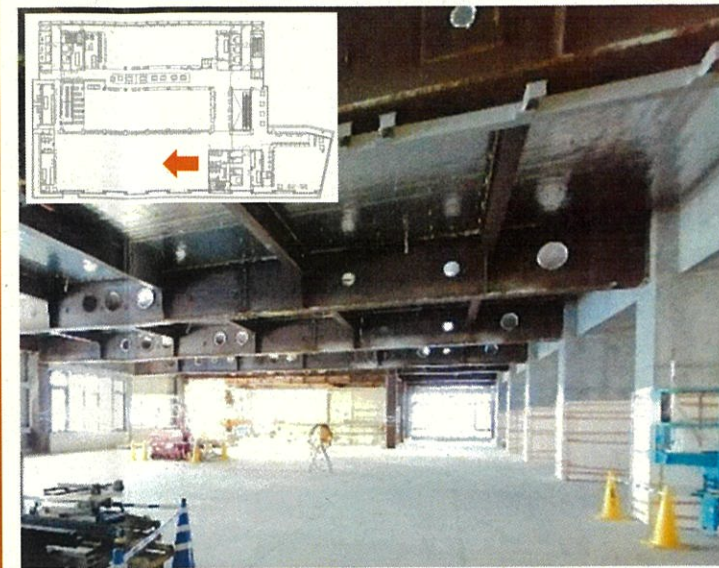
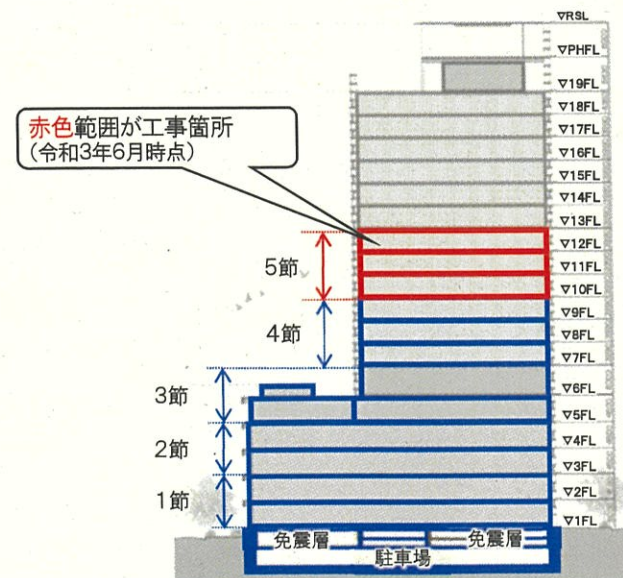
- ▶ これまでに 仮設土留工(H鋼とアンカー、矢板で周囲の土の崩壊を抑え)、地下掘削工(地下約10mまで大型重機で掘削)、基礎工、地下駐車場、免震層等の地下躯体工事が完了し、令和2年10月末から地上の躯体工事に着手しています。
- ▶ 令和3年6月までに1~4節(1~9階)の躯体工事が概ね完了し、5節(10~12階)の躯体工事に着手します。

※右図の赤色範囲が作業箇所

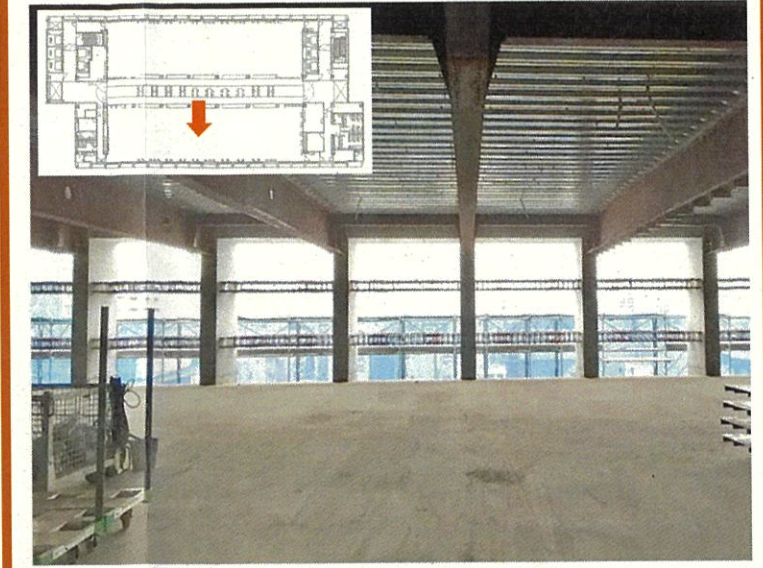
■ 工事進捗率(出来高ベース)

計画 44.2%、実績 44.2%(R3.5末現在)

※予定どおり進捗



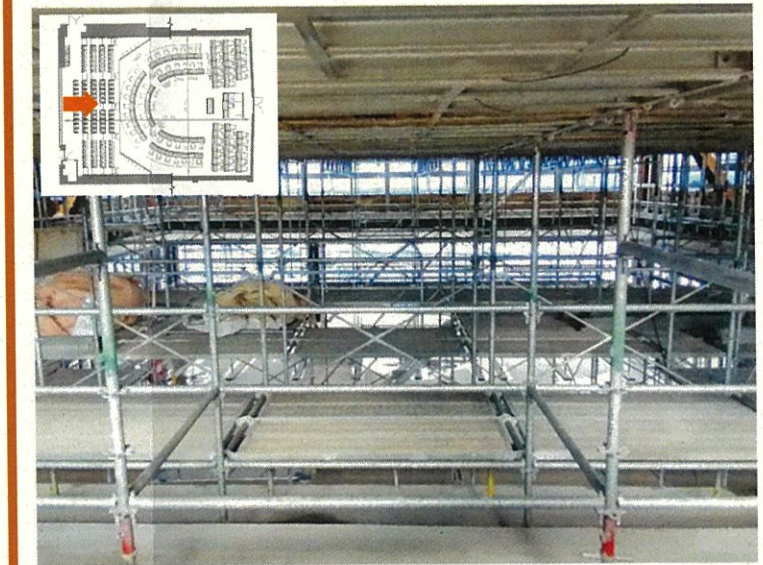
4階 建物内部(執務室)



7階 建物内部(執務室)



5階 建物内部(議場)



6階 建物内部(議場 傍聴席)



地下 建物内部(駐車場)



地下 建物内部(免震装置)

(3) 今後の工事変更について

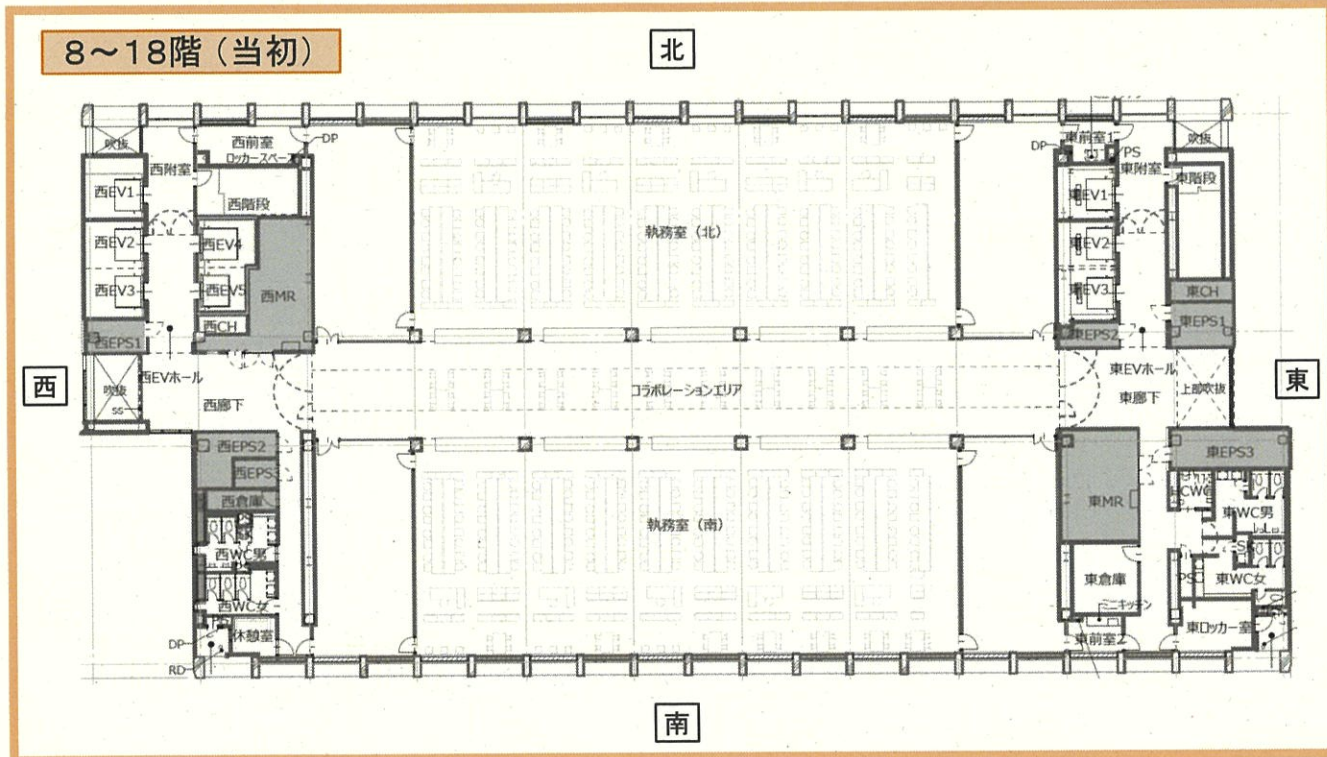
令和3年9月議会において、関連工事の契約変更議案を提案予定

- 主な変更理由 各フロアの配置部署の決定に伴い部長室、書庫、中会議室等の配置やセキュリティ対策等が決定したため。
議会機能整備検討会において、議員控室の配置、セキュリティ対策、トイレの配置変更、傍聴席の手摺追加等が決定したため。

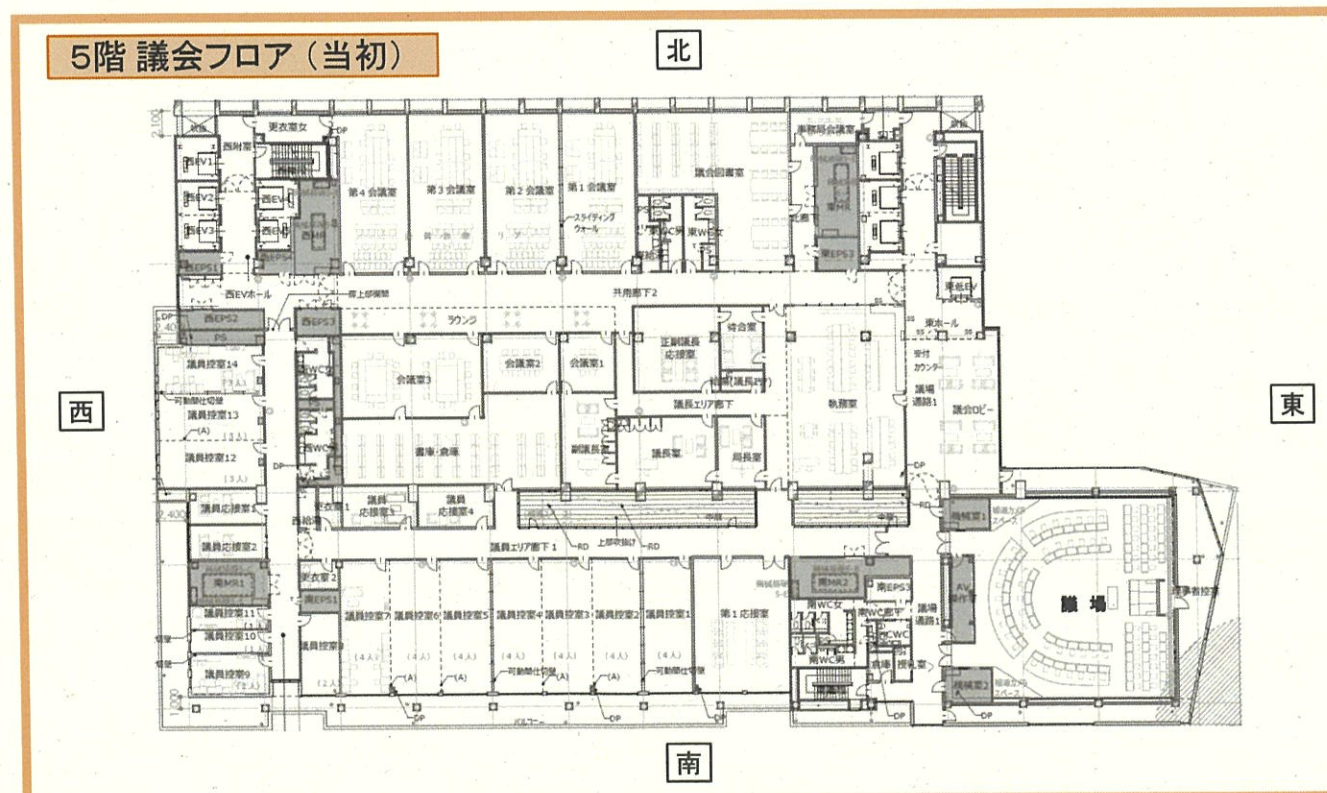
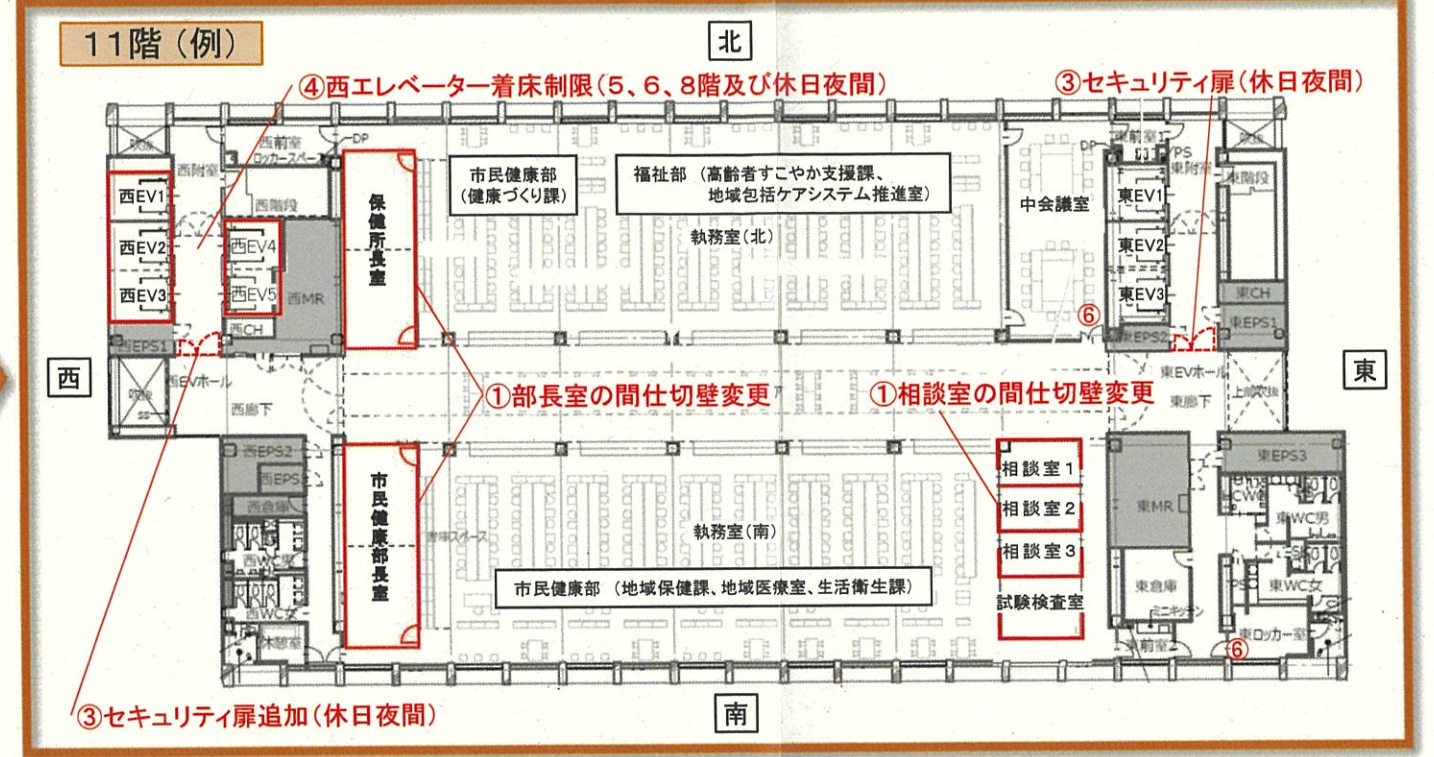
■ 主な変更内容

- (1) 諸室の変更 ① 部長室、書庫、中会議室、相談室等の間仕切壁の変更【庁舎フロア】 ② 議員控室の間仕切壁の変更【議会フロア】
- (2) セキュリティ対策の変更 ③ エレベーターホールのセキュリティ扉の設置【共通】 ④ エレベーター着床制限【共通】 ⑤ 議員控室、応接室等の電気錠の設置【議会フロア】 ⑥ 中会議室等の電気錠の設置【庁舎フロア】
- (3) その他 ⑦ トイレ(入口、便器等)の変更【議会フロア】 など

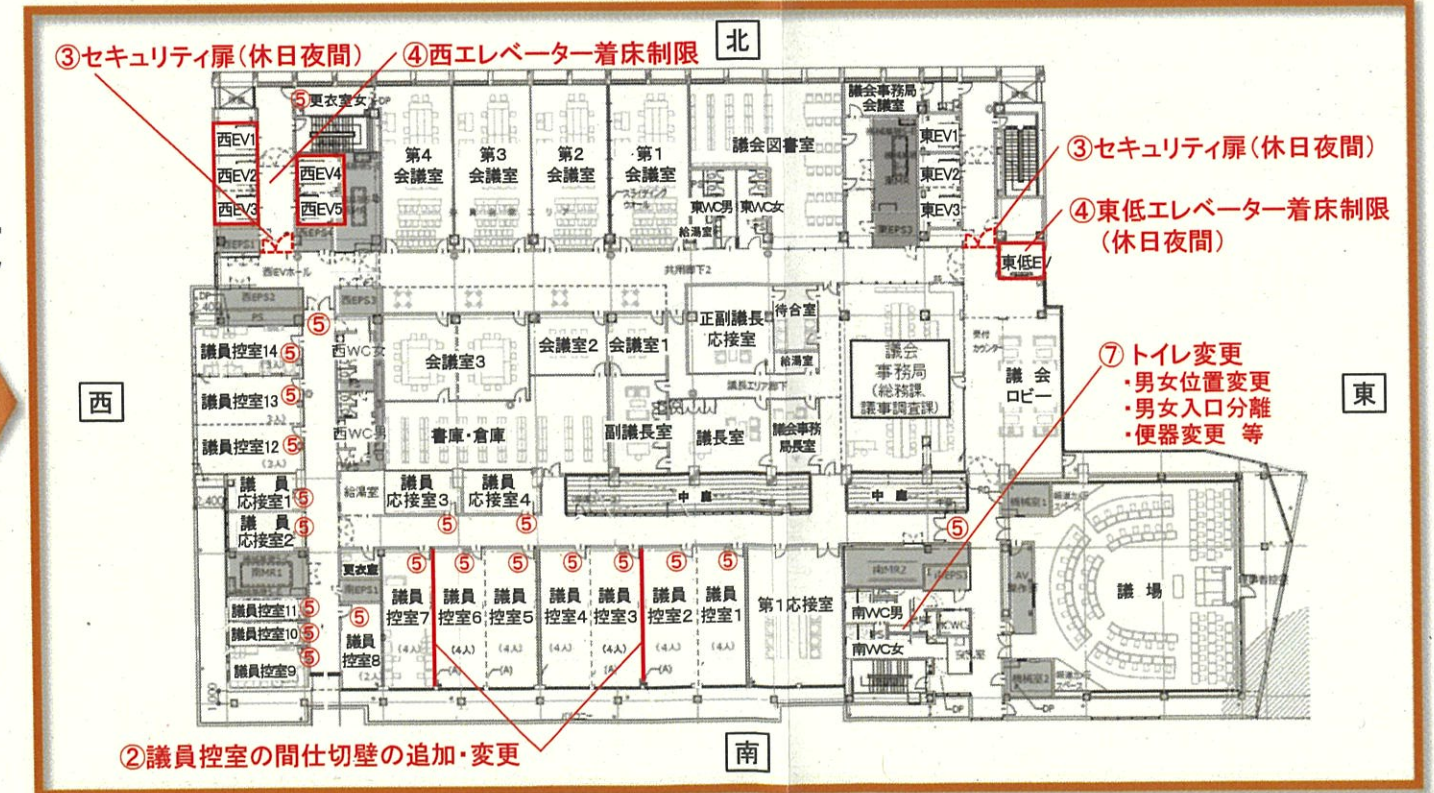
■ 代表的な変更箇所



変更



変更



(4) 主な契約状況

① 既契約

	件名	受注者	契約期間	契約金額(円)
工事	長崎市新庁舎建設 建築工事	清水・西海・長崎土建 特定建設工事共同企業体	令和元年7月11日 ～令和4年11月30日	15,065,799,100
	長崎市新庁舎建設 空調設備工事	新菱・フジエア・松栄 特定建設工事共同企業体	令和元年12月13日 ～令和4年11月30日	2,562,006,700
	長崎市新庁舎建設 電気工事	関電工・イナヅマ電気・長崎電建 工業 特定建設工事共同企業体	令和元年12月13日 ～令和4年11月30日	2,478,602,500
	長崎市新庁舎建設 衛生設備工事	旭管・日冷・長与管工 特定建設工事共同企業体	令和元年12月13日 ～令和4年11月30日	1,376,131,900
	長崎市新庁舎建設 通信工事	長崎電気・三工電機 特定建設工事共同企業体	令和元年12月13日 ～令和4年11月30日	538,506,100
委託	長崎市新庁舎建設 工事監理業務委託	山下設計・建友社設計・有馬建築設計 事務所特定設計業務共同企業体	令和元年7月18日 ～令和5年3月20日	220,150,700
	長崎市新庁舎建設 設計意図伝達業務委託	山下設計・建友社設計・有馬建築設計 事務所特定設計業務共同企業体	令和元年7月23日 ～令和5年3月20日	54,138,700
合計				22,295,335,700

② 今回契約(議案)

	件名	受注者	契約期間	契約金額(円)
工事	長崎市新庁舎建設 内装ユニット工事	株式会社 池田建築工業	議決日 ～令和4年11月30日	316,250,000
	長崎市新庁舎建設 議場設備ほか工事	株式会社 三工電機	議決日 ～令和4年11月30日	211,200,000
合計				527,450,000

③ 今後発注予定

	件名	内容	契約時期
工事	(仮称)長崎市新庁舎建設 情報ネットワーク工事	情報ネットワーク設備、無停電電源装置の整備	令和3年11月 (契約議案)
	(仮称)長崎市新庁舎建設 電気工事(その2)	太陽光発電設備、駐車場管制設備等の整備	令和3年11月
	(仮称)長崎市新庁舎建設 外構工事	建物周辺の舗装、デッキ、ベンチ等の整備	令和4年2月
	(仮称)長崎市新庁舎建設 植栽工事	建物周辺の樹木の整備	令和4年2月
委託	移転業務委託	新庁舎への什器、文書、備品、情報機器等の移転	令和3年12月
備品購入	什器	執務室の机、文書棚、協議机、待合イス、協議ブース等	令和4年2月 (契約議案)
	集密書架	保存文書を収納する書庫のスライド文書棚	令和4年2月 (契約議案)
	カーテンブラインド	執務室内のブラインド、ロールスクリーン等	令和4年2月 (契約議案)
	映像音響設備	会議室等のスクリーン、プロジェクター、マイク、スピーカー等	令和4年2月 (契約議案)